

介護老人保健施設及び介護医療院開設計画書の提出期限等について
(令和7年度審査分)

令和7年5月1日
埼玉県福祉部高齢者福祉課

介護老人保健施設及び介護医療院開設計画書に関する令和7年度審査分の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

記

1 基本的な考え方

介護老人保健施設及び介護医療院については、「令和7年度特別養護老人ホーム等施設の整備方針」に基づき、事前審査を行います。

2 今後のスケジュール

社会福祉法人設立認可等協議書及び開設計画書（増床・改修計画書）は、次の提出期限までに設置予定地を所管する福祉事務所又は高齢者福祉課に提出してください。

なお、市内で新たに社会福祉法人を設立する場合は、当該市において社会福祉法人設立認可に係る協議を行うこととなりますので、市に対しても協議書等の提出をお願いします。

(1) 提出期限

社会福祉法人設立認可等協議書及び開設計画書の提出期限	令和7年 7月31日（木）
県福祉事務所等審査委員会	令和7年 9月～10月（予定）
本庁審査委員会	令和7年11月～12月（予定）